

令和4（2022）年度
金沢大学人間社会学域
法学類編入学学生募集要項

（注意）

出願する入学者選抜に関するすべての事項は、志願者本人が学生募集要項を熟読することによって、必ず本人の責任で確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関する本学類編入学試験における対応

今後の状況の変化により、急遽、入試実施日、選考方法も含めて変更等が生じる場合があります。

その場合は、法学類Webサイトでお知らせいたします。

金沢大学人間社会学域

法 学 類

目 次

令和4（2022）年度金沢大学人間社会学域 法学類編入学学生募集要項

1. 募集人員.....	1
2. 編入学の時期及び編入学年次.....	1
3. 編入学時のコース所属.....	1
4. 出願資格.....	1
5. 出願手続.....	2
(1) 出願書類受付期間.....	2
(2) 出願書類送付先.....	2
(3) 出願方法.....	2
(4) 出願に必要な書類等.....	3
(5) 受験票の印刷.....	5
6. 選抜方法等.....	5
7. 合格者発表.....	5
8. 入学手続.....	5
9. 授業料.....	6
10. 学生寮.....	6
11. 個人情報の保護.....	6
12. その他注意事項.....	6
金沢大学人間社会学域法学類入学案内.....	7
1. 金沢大学人間社会学域法学類入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）.....	7
2. 金沢大学人間社会学域法学類とは.....	7
3. カリキュラムの説明.....	8
法学類細則（抄）.....	9

「自然災害により被災された志願者の皆さんへ」

金沢大学では、自然災害等の被災者の経済的負担を軽減し、志願者の進学機会を確保するため、入学検定料免除の特別措置を講じます。対象となる自然災害及び被災地域など、免除に関する詳細は、本学（入試情報）Webサイトを確認してください。

本学（入試情報）Webサイト：<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/admission>

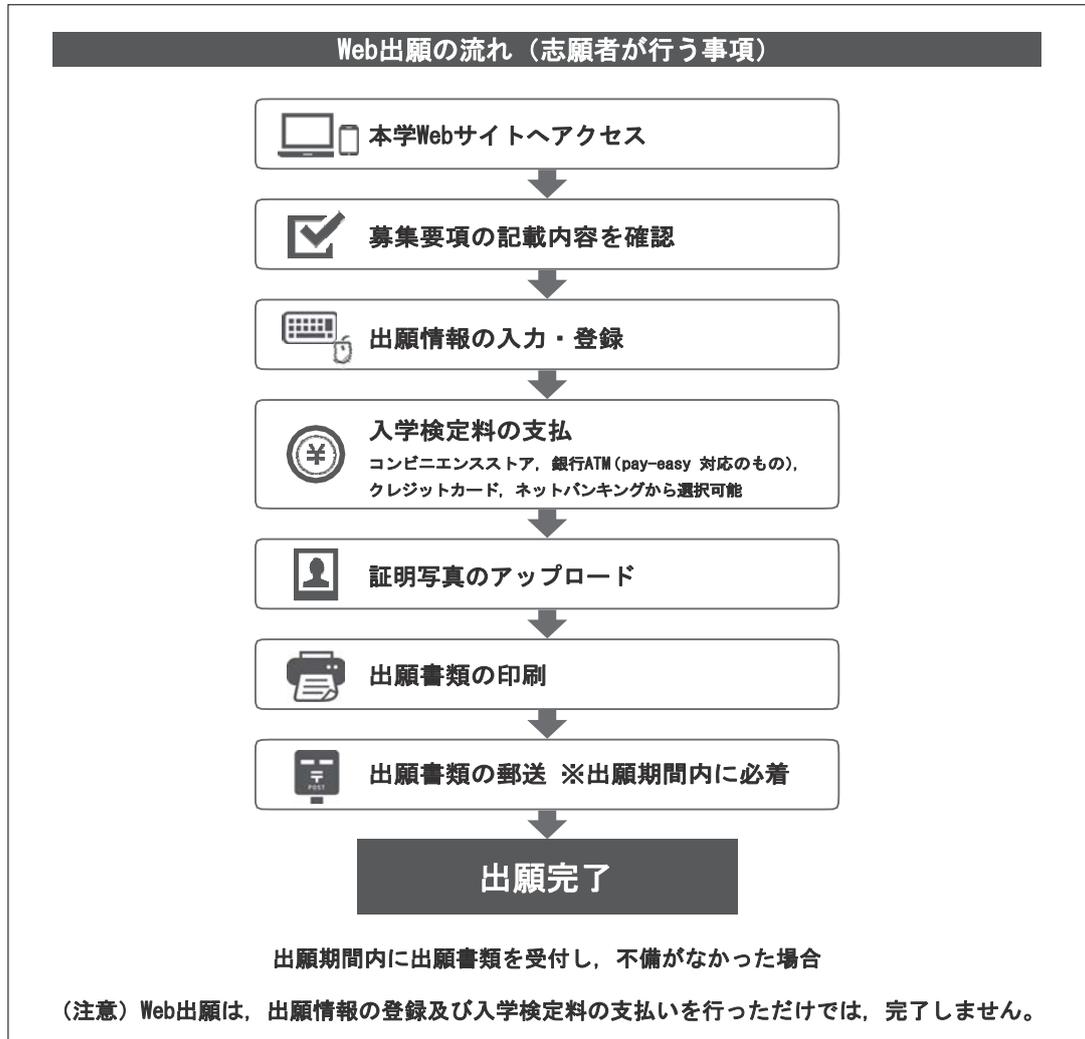
入学検定料の免除を希望される方は、
出願前に本学学務部入試課まで連絡してください。



■出願方法 [Web出願]

金沢大学の出願方法はWeb出願限定です。

学生募集要項の紙媒体（冊子）での配布は行いません。



※ Web出願の詳細は、本学Webサイトを確認してください。

本学（入試情報）Webサイト 本学トップページ>教育>入試情報
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/admission>



《Web出願デモサイト》

Web出願を体験できるデモサイトを、本学Webサイト（本学トップページ>教育>入試情報>Web出願）に掲載しています。

令和 4（2022）年度金沢大学人間社会学域
法学類編入学学生募集要項

1. 募集人員

10名

2. 編入学の時期及び編入学年次

編入学の時期は、令和4（2022）年4月とし、第3年次に編入するものとします。

3. 編入学時のコース所属

法学類には大きく「公共法政策コース」と「企業関係法コース」と法曹養成、ロースクール進学を主たる目的とする「総合法学コース」の3つのコースがありますが、編入学生は、編入学生対応の「総合法学Bコース」への所属となります。

4. 出願資格

編入学を志願することのできる者は、次の「ア～ケ」のいずれかに該当し、かつ「コ」及び「サ」の資格を満たしている者とします。

ア. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び令和4（2022）年3月までに卒業見込みの者

イ. 他の大学を卒業した者及び令和4（2022）年3月までに卒業見込みの者

ウ. 他の大学に2年以上（休学期間を除く）在学し、かつ、その大学で60単位以上を修得した者及び令和4年（2022）年3月までに修得見込みの者（令和4（2022）年3月をもって2年間の在学となる者を含む）

エ. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の称号を授与された者及び令和4（2022）年3月までに学士の称号を授与される見込みの者

オ. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による学校等を卒業（修了）した者

カ. 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であるものに限る）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る）及び令和4（2022）年3月までに修了見込みの者

キ. 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）及び令和4（2022）年3月までに修了見込みの者

ク. 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を修了した者及び令和4（2022）年3月までに修了見込みの者（個別に出願資格審査を行います。次頁の注を参照してください）

ケ. その他、本学類で上記ア～クと同等の資格があると認めた者（個別に出願資格審査を行います。次頁の注を参照してください）

コ. 法学検定試験（法学検定試験委員会）「ベーシック〈基礎〉コース」以上に合格している者
（団体受験含む）

サ. 下記の①から③のいずれか一つの資格を満たしている者

- | |
|---|
| ① TOEFL-iBT（(Special) Home Edition 含む）：61 以上 |
| ② TOEIC Listening & Reading Test：600 以上 |
| ③ IELTS：5.0 以上 |
| ※ TOEFL-ITP（団体向け TOEFL テストプログラム）・TOEIC-IP（団体特別受験制度）の成績は使用できません。 |
| ※ スコアは、令和 2（2020）年 1 月 11 日以降に受験しているものが有効です。 |

（注）出願資格のク又はケにより出願しようとする者は、出願前に個別に出願資格審査を行いますので、令和 3（2021）年 11 月 26 日（金）までに金沢大学人間社会系事務部学生課入試係（E-mail：n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp）へ申し出てください。

5. 出願手続

(1) 出願書類受付期間

令和 4（2022）年 1 月 17 日（月）～令和 4（2022）年 1 月 20 日（木）

ただし、Web 出願登録サイトは、令和 4（2022）年 1 月 11 日（火）から事前登録が可能です。出願書類は、市販の角形 2 号封筒（240mm×332mm）に入れ、Web 出願登録サイトから A4 サイズでカラー印刷した宛名ラベルを貼り、「書留速達郵便」で郵送してください。ただし、出願期間後に到着した出願書類のうち、令和 4（2022）年 1 月 19 日（水）までの発信局日付印のある書留速達郵便に限り受理します。

(2) 出願書類送付先

〒920-1192 石川県金沢市^{かくままち}角間町 金沢大学人間社会系事務部学生課入試係

(3) 出願方法

Web 出願の流れ



Web 出願により行います。出願完了には（1）の出願書類受付期間内に次の①～⑤すべての手続が必要です。Web での登録及び入学検定料の支払いを行っただけでは出願完了とはなりませんので、注意してください。

①Web 出願による出願情報の登録

②入学検定料の支払

入学検定料 30,000 円

※入学検定料の他に、支払手数料として別途 990 円が必要です。

※入学検定料について

出願書類受理後は、いかなる理由があっても入学検定料の返還には応じません。

ただし、入学検定料の支払後、出願しなかった場合は返還手続を行うことができますので、次の担当へ連絡してください。

担当 財務部財務管理課出納係

〒920-1192 金沢市角間町

電話：076 (264)5066, E-mail：syunyu@adm.kanazawa-u.ac.jp

③証明写真のアップロード

④出願書類等の印刷

⑤出願書類等の郵送

Web 出願登録サイトへは、本学（入試情報）Web サイト

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/admission>

からアクセスできます。

(4) 出願に必要な書類等

各所定の様式は、次の URL からダウンロードして、A4 サイズで印刷してください。

<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/home/prospective/admission>

ア. 出願確認票・履歴書（提出用）	Web 出願登録後、申込確認ページより A4 サイズで <u>カラー印刷</u> してください。「出願確認票（確認用）」とは異なりますので注意してください。
イ. 志望理由書（所定の様式）	志願者本人がボールペンを用いて直筆で記入してください（800 字以内）。 なお、記入にあたっては、①なぜ法学を学びたいと考え、法学類の編入学試験を受験したのか、②将来、法学を学んだことを生かしてどのような進路に進むことを希望しているか、の2点には <u>必ず</u> 触れてください。
ウ. 最終学校の卒業証明書	在学中の者は出身学校が発行した卒業見込証明書。成績証明書に卒業又は卒業見込みであることが記載されている場合は提出不要です。 出願資格のウにより出願しようとする者で、最終学年でないために卒業見込証明書が発行されないものは、在学大学長等が作成する「 <u>在学期間証明書</u> 」（所定の様式）。 出願資格のカにより出願しようとする者は、専修学校長が作成する「 <u>専修学校専門課程の修業年限及び課程修了に要する総授業時間数等の証明書</u> 」（所定の様式）。 出願資格のエにより出願しようとする者は提出不要です。
エ. 学位授与証明書	出願資格のエにより出願しようとする者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行した学位授与証明書又は学位授与申請受理証明書。
オ. 最終学校の成績証明書	修得単位数を明記し、発行者において厳封したもの。

<p>カ. 単位修得見込申立書 (所定の様式)</p>	<p>出願資格のウにより出願しようとする者で、<u>出願時点で 60 単位以上の修得がないものは、「単位修得見込申立書」に履修登録済みあるいは登録予定の科目名と単位数を記載して提出してください。</u> なお、上記内容が分かる書類（在学中の学校で発行される書類等）がある場合は、「単位修得見込申立書」にその書類の名称を記載の上、「単位修得見込申立書」と併せて提出してください。</p>
<p>キ. 法学検定試験結果の写し</p>	<p>出願資格のコを参照し、<u>法学検定試験結果（成績通知書及び合格証書）の写し</u>を出願時に提出してください（令和 2（2020）年以降に受験しているものが有効です）。 また、Web 出願登録の際は、合格しているコースのすべてを選択してください。 <u>なお、試験当日には必ず原本を持参し、受験票と併せて試験室において提示してください。</u>提示された原本は確認後に返却します。当日、提示がない場合は、失格となる場合がありますので、十分注意してください。</p>
<p>ク. TOEFL, TOEIC 又は IELTS の成績証明書 の写し</p>	<p>出願資格のサを参照し、①TOEFL-iBT（(Special) Home Edition 含む）または②TOEIC Listening & Reading Test または③IELTS の郵送で届いたスコアの写しを出願時に提出してください。いずれもオンラインでダウンロードして印刷したスコアは、認めません。 （令和 2（2020）年 1 月 11 日以降に受験しているものが有効です。TOEFL-ITP（団体向け TOEFL テストプログラム）・TOEIC-IP（団体特別受験制度）の成績は使用できません。） <u>なお、試験当日には必ず原本を持参し、受験票と併せて試験室において提示してください。</u>提示された原本は確認後に返却します。 また、提示が認められるのは、個人用公式認定書のオリジナルです。当日、提示がない場合は、失格となる場合がありますので、十分注意してください。</p>
<p>ケ. パスポートの写し及び在留カードの写し</p>	<p>外国籍の場合のみ パスポート（国籍、氏名、性別、生年月日が記載されたページ）の写し及び在留カード（表・裏）の写しを提出してください。日本に在留していない場合は、パスポートの写しのみを提出してください。</p>
<p>コ. その他、資格等に関する書類の写し（任意）</p>	<p>各種の語学能力や法学に関連する資格（英語検定試験、ドイツ語検定試験、フランス語検定試験、中国語検定試験、ビジネス法務検定など）に関する書類の写し。 <u>確認させて頂く場合がありますので、試験当日には必ず原本を持参してください。</u>提示された原本は確認後に返却します。 提出は任意ですが、提出があればその内容に応じ選抜において一定程度考慮します。</p>

(5) 受験票の印刷

令和4(2022)年1月28日(金)頃に、Web出願登録サイトより受験票の印刷が可能になります。申込確認画面からログインし、A4サイズで印刷の上、試験当日は必ず持参してください。なお、氏名等に誤りがある場合には、人間社会系事務部学生課入試係(連絡先:076-264-5600～5602)へ連絡してください。

また、受験票には、受験上の注意・試験会場案内が確認できるWebサイトのURL及び2次元バーコードがあります。必ずアクセスして確認の上、受験してください。

※受験番号は、入学手続にも必要です。それまで受験票は大切に保管してください。

6. 選抜方法等

合格者の選抜は、面接の結果及び各種出願書類により総合して行います。

(1) 面接 専門的素養を含みます。

(2) 試験日時 令和4(2022)年2月5日(土)午前9時～(集合:午前8時40分)

(3) 試験場 金沢大学人間社会学域法学類(詳細は受験上の注意を参照)

7. 合格者発表

令和4(2022)年2月28日(月)午前10時

本学所定の掲示板(人間社会第2講義棟1階学生課前)に掲示するとともに、合格者には郵便で通知します。電話による可否の問い合わせには一切応じません。法学類Webサイトでも、合格者(受験番号)を発表します。

法学類Webサイト

<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

また、金沢大学Webサイトの「オンライン合否照会システム」から合否確認をすることができます。

オンライン合否照会システム

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/admission/goukakusyhappyou>

8. 入学手続

(1) 入学手続は、インターネットを介した入学手続システムから行います。

入学手続システム

<https://exam-entry.52school.com/kanazawa-u/enrollment/login>

入学手続の詳細は、合格通知に同封する「編入学入学手続要項」を確認してください。

また、受験票は入学手続が完了するまで、保管をお願いします。

(2) なお、所定の期日までに入学手続を完了しなかった場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

入学手続時に必要な経費【参考】

入学金 282,000円(予定)

(注) 上記の納入金額は予定額であり、入学時に入学金が改定された場合には、改定時から新入学金が適用されます。

(3) その他の経費

本学では学生生活における事故等に備え、必要な保険に加入することを義務付けています。

学生教育研究災害傷害保険料及び学研災付帯賠償責任保険 2,430円(2年分)(予定)

9. 授業料

授業料（前期分） 267,900 円（予定）（年額 535,800 円）（予定）

（注） 上記の納入金額は予定額であり，入学時又は在学中に授業料が改定された場合には，改定時から新授業料が適用されます。

10. 学生寮

本学には，学生寮が2棟あり，いずれも令和5（2023）年3月で閉寮します。閉寮までの退寮に承諾された方のみ入寮を許可します。

また，日本人学生と外国人留学生が共同生活をするシェアハウス型の学生寄宿舍もあります。

学生寮・学生寄宿舍の概要，入居条件および手続など詳細は，金沢大学 Web サイトを確認してください。

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/campuslife/livelihood/residence>

11. 個人情報の保護

金沢大学では，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び学内管理規程等に基づき，本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報及び入学手続時に提出する書類に記載されているすべての個人情報は，次の業務で利用します。

- (1) 入学者選抜及び入学手続に関わる業務
- (2) 入学後の学籍管理，修学指導に関わる業務及び健康診断等の保健管理に関わる業務
- (3) 入学後の本学ポータルサイト利用，学内 LAN 利用，図書館利用及び図書貸出し等の学内サービス業務
- (4) 入学金免除，授業料免除，奨学生選考等の修学支援に関わる業務
- (5) 入学金・授業料の納入に関わる業務及び収納業務を委託する金融機関での必要な業務
- (6) 入学者選抜に関する個人が特定できない形で行う調査研究業務
- (7) 在学者及びその家族を対象とする広報に関わる業務及び基金（寄附）に関わる業務
- (8) 卒業・修了者に対する学修成果等調査（アウトカムズ・アセスメント），同窓会及び基金活動への支援，本学を通じた情報サービス・情報提供等に関する業務
- (9) その他，個人が特定できない形で行う統計処理業務

12. その他注意事項

- (1) 出願書類受理後の記載事項の変更，提出書類等の返却は認めません。
- (2) 出願書類等に虚偽の記載及び不正な申告があったときは，入学を認めないことがあります。
- (3) また，入学後に書類等の虚偽記載又は不正な申告が判明した場合も入学許可を取り消すことがあります。その場合，振り込まれた入学金については返納しません。
- (4) 入学試験に関する問合せは，下記へ連絡してください。

問合せ先

〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学人間社会系事務部学生課入試係
電話：076（264）5600～5602，E-mail：n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp

1. 金沢大学人間社会学域法学類入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

国内外の社会状況が大きく変化している現代において、法と政治に関する基本的な理念や知識は、個々人が他者と共生していくために不可欠なものとなっています。法学類では、このような認識に基づき、法学・政治学を体系的に学ぶことを通じて、現代社会が抱える諸問題を発見し、将来的課題に取り組む能力を有した人材を養成することを目標としています。

求める人材（編入学）

- ・ すでに修得した法学・政治学の基本的知識を前提に、これらをさらに深く学ぶことによって法律・政治に関する様々な事象や問題を探究・解決する能力を専門的に獲得したいと願っている人

選抜の基本方針

一定の英語能力を有していることを前提として、面接により、日頃から社会問題に対する強い関心を有しているか、大学での法学・政治学の学習に必要な基礎的知識を備えているか、他者の考えを正確に理解し自分の意見を論理的に表現するコミュニケーション能力があるか、などを総合的に評価します。

編入学までに身につけて欲しい教科・科目等

- ・ 法律や裁判例の読解、政治的問題の把握、これらに基づく私見の提示・論述に必要な国語力を十分に修得していること
- ・ 社会的・国際的諸問題の本質を探究し、その解決を図るために必要な社会科目や英語をはじめとする外国語科目の学力を十分に修得していること
- ・ 法学について基礎的知識を十分に修得していること

2. 金沢大学人間社会学域法学類とは

法学類・総合法学コースの概要

人間社会学域法学類は、本学の組織再編により、法学部を母体として2008年度に発足しました。法学類の目標は、現代社会に対して幅広い関心を持ち、より良い社会の実現のために法的、政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成することです。こうした目標のもと、法学類には、具体的な学習目標や卒業後の進路などに対応して3コースが設置され、法学や政治学を体系的に学ぶことのできるカリキュラムが編成されています。法学類は、公務員、企業人、団体職員、研究者、法曹関係者など、社会に多様な人材を送り出してきた法学部の伝統と実績を受けつぎ、さらに発展させます。

● 総合法学Bコース

「総合法学コース」は、法学に関する高度の専門知識と問題解決能力を修得したい学生や、法科大学院や法学系大学院への進学をめざす学生のニーズにこたえるコースです。

卒業後の進路

法学類生の卒業後の進路は多様です。法学類卒業後、より高度な専門知識の修得や学問的関心の充足を図りたいという学生は、大学院法学研究科（修士課程〔法学・政治学専攻〕）に進学で

きますし、さらに博士後期課程への進学を希望する場合には、大学院人間社会環境研究科（博士後期課程）に進学することができます。かつての法学部からは、これまで多数の学生が大学院に進学しており、多くの研究者が巣立っています。また、法曹界を志望する場合には大学院法学研究科（専門職学位課程〔法務専攻〕）（法科大学院）に進学することができます。国家公務員・地方公務員になる者は、概ね卒業生の半数を占めています。民間一流企業への進出も著しく、その分野も金融機関をはじめ、マスコミ、サービス業など多岐にわたっています。

3. カリキュラムの説明

令和4（2022）年度編入学生が金沢大学法学類を卒業するのに必要な単位数は、共通教育科目38単位以上（法学類細則及び別表第1参照）、専門教育科目90単位以上（法学類細則及び別表第2参照）で、在学する3年生と同じカリキュラムにより単位を修得することになります。編入学生の既修得単位の扱いについては、法学類細則第8条によります。

編入学生は、別表第2の「総合法学Bコース（編入学生）」の区分にしたがって科目を履修することになります。詳細は、入学時のガイダンスで確認してください。

なお、教育職員免許状の取得などのためには、一定の共通教育科目の単位修得が必要となることがありますので、注意してください。

法 学 類 細 則 (抄)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則(以下、「本細則」という。)は、金沢大学人間社会学域法学類(以下「本学類」という。)における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則、金沢大学履修規程(以下「履修規程」という。)、金沢大学共通教育科目に関する規程(以下「共通教育科目規程」という。)及び金沢大学人間社会学域規程(以下「学域規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2章 コースの決定、単位修得要件及び履修方法等

(所属コースの決定・学域規程第5条関係)

第2条 本学類に以下のコースを置く。

公共法政策コース

企業関係法コース

総合法学コース

- 2 学生は、第2学年の後期の所定の期日までに、前項のコースから志望するコースを選択し、学類長に届け出なければならない。
- 3 総合法学コースを志望する者は、コース選択時までの成績が、履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で、2.0以上でなければならない。
- 4 総合法学コースの志望者が、30名を超過した場合は、コース選択時までのGPA値及び面接により、選考を行うことがある。

(転コース・学域規程第27条関係)

第3条 前条により決定した所属コースを変更しようとするときは、学類長に願い出なければならない。ただし、総合法学コースへの転コースは、認められない。

- 2 転コースの時期は、学期の始めとする。
- 3 転コースを許可された学生は、転コース後の所属コースにおいて、1年以上履修しなければならない。

(卒業に必要な単位数及び授業科目)

第4条 学域規程別表第2に定める卒業に必要な単位数の細目は、本細則別表第1の定めるところによる。

- 2 学域規程別表第3-1及び別表第3-2に定める授業科目は、それぞれ2単位まで、本細則別表第1所定の卒業に必要な単位数に算入することができる。(本項追加。平成28年4月1日施行)
- 3 学域規程別表第4のうち、本学類の提供する授業科目の履修方法は、本細則別表第2及び別表第3に定めるところにより、修得すべき単位数の細目は、所属コースごとに次のとおりとする。

(本項改正。平成28年4月1日施行。本項改正。平成31年4月1日施行 本項改正。令和2年4月1日施行)

コース	必修	選択必修	選択	合計
公共法政策コース	4単位	62単位	20単位以上	86単位以上
企業関係法コース	4単位	56単位	26単位以上	86単位以上
総合法学コース	4単位	42単位	40単位以上	86単位以上

- 4 専門基礎科目及び専門科目の選択必修科目について、選択必修科目の修得すべき単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位として認定する。
- 5 本学類以外の学類が提供する専門教育科目については、公共法政策コース所属の学生にあっては20単位まで、それ以外の学生にあっては24単位まで、選択科目の単位として認定する。ただし、次の各

号に掲げる科目の単位は、この限りでない。

(1) 学域規定別表第7から第9に掲げる教職に関する科目（公認心理師養成プログラムの履修に必要な科目のうち、「発達心理学」「学校心理学（心理学的支援法）」「教育相談論（教育・学校心理学）」を、学校教育学類が提供する専門教育科目として履修する場合を含む。）

(2) 学域規定別表第10-1に掲げる公認心理師養成プログラムの修了に必要な科目

（本校改正。平成30年4月1日施行 本項改正。令和2年4月1日施行）

6 総合法学コースに所属する学生が、第3条第1項本文の規定により、転コースをした場合において、すでに総合法学演習又は判例研究の単位を修得していたときは、選択科目の単位として認定する。

（本項追加。平成23年2月7日施行）

（法曹養成プログラム）

第4条の2 総合法学コースに法曹養成プログラムを置く。

2 法曹養成プログラムに登録を希望する者は、第3学年の前期の所定の期日までに、学類長に届け出なければならない。 （本項改正。令和元年7月9日施行）

3 法曹養成プログラムに登録した者が、総合法学コース以外のコースに所属することとなった場合は、登録を抹消する。

4 法曹養成プログラムを修了するには、別表第4に定める授業科目の単位を修得し、かつ履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値が2.9以上であることを要する。

（本条追加。平成31年4月1日施行。本項改正。令和2年1月28日施行）

（特別な履修手続）

第5条 学生は、次の各号に掲げる授業科目の履修については、履修規程第8条に定める履修登録手続のほか、それぞれ掲示によって指示する時期に、所定の申請書を提出しなければならない。

- (1) 法律実務インターンシップ
- (2) 判例研究
- (3) 卒業論文

（本項改正。平成30年4月1日施行）

2 **【削除】**（本項削除。平成30年7月10日施行）

3 第3学年前期に第19条の規定による早期卒業の申請をした学生は、第3学年において卒業論文を履修することができる。 （本項追加。平成21年10月13日施行。本項改正。平成28年4月1日施行）

4 **【削除】**（本項改正。平成23年2月7日施行。本項削除。平成25年4月1日施行）

（重複履修の制限）

第5条の2 同一曜日・時限に提供される異なった授業科目は、同時に履修することができない。集中講義としての開講期間が重なる授業科目についても、同様である。

2 授業科目名を同じくする科目は、重ねて履修することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 過去に履修登録したが、単位を認定されなかった授業科目を再履修する場合
- (2) 同一学期に提供される外国書講読・基礎演習及び特講A・Bについて、異なる教員が提供する同一科目を重複履修する場合
- (3) 同一教員が提供する外国書講読・基礎演習及び特講A・Bについて、異なる学期に提供される同一科目（授業内容が同一である場合を除く。）を再履修する場合

（本条追加。平成25年4月1日施行。本項改正。平成27年4月1日施行 本項改正。令和2年4月1日施行）

(履修登録単位数の上限解除・学域規程第8条関係)

第5条の3 直近の学期までの成績が、履修規程第15条の定めるところにより算出した GPA 値で2.5以上である者については、学域規程別表第5に定める履修登録単位数の上限を解除する。

(本条追加。平成28年4月1日施行)

(演習の履修要件、所属決定等)

第6条 学生は、次の各号に掲げる単位を修得しなければ、演習を履修することができない。

- (1) 共通教育科目のうち導入科目4単位及び「プレゼン・ディベート論(初学者ゼミⅡ)」
- (2) 専門基礎科目のうち4単位

2 演習の履修については、履修規程第8条に定める履修登録手続に先立ち、別に掲示によって指示する時期に、志望する演習を登録しなければならない。この場合において、登録者が担当教員の定める受け入れ人数を超過したときは、担当教員による選考を実施することがある。

(本項改正。平成30年4月1日施行)

3 本学類専任教員及び法務研究科法務専攻専任教員の提供する演習以外の演習は、選択科目としてのみ履修することができる。

(本項改正。平成21年4月1日施行。本条改正。平成28年4月1日施行 本項改正。令和2年4月1日施行)

(再入学生の取扱い)

第7条 再入学生の選考に係る手続、再入学生が属する年次、在学期間、再入学生の既修得単位の認定その他、再入学生の取扱いについては、別に定める。

(本条改正。平成23年2月7日施行)

(編入学生の単位修得要件等についての特則)

第8条 編入学生に係る、第2条第2項から第4項まで及び第4条の2の規定の適用については、別に定める。

(本項改正。平成31年4月1日施行)

2 編入学生は、第4条第1項の規定にかかわらず、本細則別表第1の定める卒業に必要な単位数のうち、共通教育科目38単位、学域GS科目2単位、学域GS言語科目2単位及び専門基礎科目4単位を含む60単位を履修したものとみなす。

(本項改正。平成28年4月1日施行)

3 第6条第1項の規定は、編入学生には適用しない。

(教育職員免許状取得のために必要な単位の修得等)

教育職員免許状を取得するために必要な単位の修得要件、履修方法等については、別に定める。

(他学類の学生による履修の制限)

第9条 他学類の学生は、次の各号に掲げる授業科目を履修することができない。

- (1) 海外法学特別研究
- (2) 海外政治学特別研究
- (3) 外国書講読
- (4) 基礎演習
- (5) 演習
- (6) 法律実務インターンシップ
- (7) 総合法学演習
- (8) 判例研究
- (9) 卒業論文

(本項改正。平成30年4月1日施行。本条改正。令和2年4月1日施行)

第3章 試験及び成績評価

(授業科目の成績評価の目的及び方法)

第10条 成績評価は、各授業科目のシラバスに記載された学習の目的・目標の達成度を評価することを目的として、定期試験、レポート、授業への参加度その他シラバスに記載された方法により行う。

(出席すべき授業回数・学域規程第16条第3項関係)

第10条の2 学域規程第16条第3項の規定により、学類において定めることとされている単位の認定を受けるのに必要な授業出席回数は、実際に授業を行った回数の3分の2以上を原則とする。

(本条追加。令和2年4月1日施行)

(定期試験の実施)

第11条 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験願の添付書類)

第12条 学域規程第17条に規定する、追試験の願い出には、定期試験の当日に受験することができなかったやむを得ない事由を証明する書類を添付しなければならない。

(卒業論文及び判例研究の提出方法等)

第13条 卒業論文及び判例研究の提出方法、執筆要領等については、別に定める。

(成績評価に対する疑義申立て)

第14条 本学類の提供する授業科目の成績評価に対する、履修規程第16条に定める疑義申立ての手續に関し必要な事項は、本条に定めるもののほか、別に公示する。(本項改正。平成31年4月1日施行)

2 学生は、授業科目の成績評価に疑義があるときは、授業科目担当教員が公表する採点の要点又は講評を熟読の上、授業科目担当教員に疑義の照会をしなければならない。ただし、非常勤講師の担当科目については、この限りでない。

3 学生は、前項の照会によっても疑義が解消しないときは、成績評価に対する疑義の申立てをすることができる。

4 前項の申立ては、授業科目の成績評価が成績評価基準に照らして不相当と考える理由を具体的に説明して行わなければならない。

(GPA値の利用項目・学域規程第20条第1項関係)

第15条 学域規程第20条の規定により、本学類においてGPA値を利用する項目は以下のとおりとする。

- (1) 学域規程第26条第1項及び本細則第20条第1項の規定による、本学類への転学類の出願資格の設定
- (2) 本細則第2条第3項及び第4項に定める、総合法学コースの選択要件の設定及び志望者数が受け入れ上限数を超過した場合に実施する選考
- (3) 学域規程第21条第2項及び本細則第19条に定める、早期卒業の申請要件及び卒業要件の設定
- (4) 学域規程第8条第4項及び本細則第5条の3の規定による、履修登録単位数の上限を解除する要件の設定
- (5) 本細則第4条の2第4項に定める、法曹養成プログラムの修了要件の設定

(本条改正。平成28年4月1日施行。本号追加。令和2年1月28日施行)

(再履修科目がある場合のGPA値の算出・学域規程第20条第2項関係)

第16条 不可又は放棄と評価された授業科目を次学期以降に再履修した場合は、再履修分のみを履修規程第14条第3項に定める、履修登録した授業科目の単位数の総和に算入する。

(GPA 対象外科目とする授業科目・学域規程第 20 条第 3 項関係)

第17条 学域規程第 20 条第 3 項の規定による、GPA 対象外科目とする授業科目については、別に定める。
(本条追加・以下の条数繰り下げ。平成 22 年 4 月 1 日施行)

第 4 章 卒業

(早期卒業・学域規程第 21 条関係)

第18条 学生は、第 3 学年前期又は後期の掲示によって指示する期間内に、3 年の在学をもって卒業すること（以下、本条において「早期卒業」という。）の申請をすることができる。

2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までの GPA 値が 2.8 以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。

イ 第 3 学年前期に申請する場合 84 単位以上

ロ 第 3 学年後期に申請する場合 105 単位以上

(本項改正。平成 28 年 4 月 1 日施行)

3 早期卒業の申請をした者については、第 3 学年の終了時において、学域規程第 21 条第 1 項、別表第 2 及び本細則別表第 3 に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合に限り、早期卒業を認定する。

イ GPA 値が 3.0 以上である場合

ロ GPA 値が 2.8 以上であり、本学大学院法学研究科の入学試験に合格しており、同研究科への進学を確約できる場合 (本項改正。平成 28 年 4 月 1 日施行。本項改正。令和 2 年 4 月 1 日施行)

第 5 章 転学類

(転学類・学域規程第 26 条関係)

第19条 本学類への転学類の出願資格は、出願時の直近の単位確定時期までの在学期 1 について、16 単位以上を修得しており、かつ GPA 値が、2.5 以上であることとする。

2 前項の出願資格を有する志願者に対し、学類会議が別に定めるところにより選考を行う。

3 転学類を許可された者が、転学類前に修得した単位の取扱いは、次のとおりとする。

① 本学類の提供する授業科目の単位は、本学類で修得した単位とみなす。

② 本学類の提供する授業科目以外の単位については、第 4 条第 5 項の規定を準用する。

第 6 章 雑則

(改正)

第20条 本細則の改正は、学類会議の議による。

(補則)

第21条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、学類会議が定める。

附則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (第 6 条第 3 項、第 4 項関係)

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学者から適用する。

附則 (第 5 条第 3 項関係)

この細則は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。

附則 (第 18 条関係)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学者から適用する。

附則（第4条第6項、第5条第4項、第7条、別表第2関係）

- 1 この細則は、平成23年2月7日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6項、第5条第4項及び別表第2は、平成20年度入学者から適用する。

附則（第2条第3項、第5条第1項、第15条第1項、第16条第4号、第17条関係）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第16条第4号の改正に係る部分は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則（別表第2関係）

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附則（第5条4項、第5条の2、第10条、別表第2関係）

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、改正後の第5条の2の規定を除き、なお従前の例による。

附則（第4条第2項、第5項、第5条の2第2項、第6条、第10条、第19条第2項、別表第2関係）

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

附則（第4条第2項から第5項、第5条第1項、第5条の3、第6条、第8条第2項、第10条、第16条第4号、第19号第2項及び同3項別表第1及び第2関係）

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。ただし第10条の改正のうち「海外語学研修」を削除する部分は平成25年度入学者から適用し、第19条第2項及び第3項の規定は、平成26年度入学者から適用する。

附則（第4条第5項、第5条第1項、第6条第2項、第10条、別表第2関係）

この細則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

附則（第5条第2項関係）

この細則は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

附則（第4条第3項、第4条の2、第8条第1項、第15条第1項、別表第2、別表第3関係）

この細則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。ただし、別表第2のうち、編入学生に係る部分は平成31年度編入学者から適用する。

附則（第4条第2第1項関係）

この細則は、令和元年7月9日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附則（別表第4関係）

この細則は、令和元年10月8日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附則（別表第4関係）

この細則は、令和元年12月10日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附則（第4条の2第4項、第16条第5号関係）

この細則は、令和2年1月28日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附則（第4条第3項及び第5項、第5条の2第2項、第6条第3項、第10条、第11条の2、第19条第3項、別表第1から第4関係）

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。ただし、第10条、第11条の2、第19条第3項の改正に係る部分及び改正後の別表第2における「海外法学特別研究」、「海外政治学特別研究」については、令和2年3月31日に在学する者にも適用する。

別表第1 卒業に必要な単位数の細目（第4条第1項関係）

区 分		修得すべき単位数及び条件	
共通教育科目	導入科目	38 単位 以上	大学・社会生活論, 初学者ゼミ I, データサイエンス基礎, 地域概論の各 1 単位, 合計 4 単位
	GS 科目		プレゼン・ディベート論 (初学者ゼミ II) 1 単位を含め, 合計 15 単位
	GS 言語科目		8 単位
	初習言語科目		同一言語で 8 単位
	自由履修科目		導入科目及び GS 言語科目を除くすべての共通教育科目のうちから 3 単位以上
専門教育科目	学域 GS 科目	90 単位 以上	学域規程別表第 3-1 に定める授業科目から 2 単位
	学域 GS 言語科目		学域規程別表第 3-2 に定める授業科目から 2 単位
	専門基礎科目		専門基礎科目 4 単位以上を含め 86 単位以上
	専門科目		
卒業に必要な単位数		128 単位以上	

注：GS 科目及び GS 言語科目の開講科目及び履修条件は、共通教育科目規程の定めるところによる。

別表第2 専門科目の履修方法（第4条第2項関係）

（注）

- 1 科目によっては、年度により開講しないことがある。また、開講学期は変更することがある。
- 2 法学検定試験委員会が実施する法学検定試験の合格者には、申請により、次の通り「法学概論」又は「特講」の単位を認定する。申請の方法等については、別に定める。
 - (1) ベーシック〈基礎〉コース 「法学概論」2 単位（「法学概論」保留者のみ）
 - (2) スタンダード〈中級〉コース 「特講（法学検定Ⅰ）」2 単位
 - (3) アドバンスト〈上級〉コース 「特講（法学検定Ⅱ）」4 単位
- 3 日本貿易実務検定協会が実施する貿易実務検定の合格者には、申請により、次の通り「特講」の単位を認定する。申請の方法等については別に定める。
 - (1) 貿易実務検定 C 級 「特講（国際法務Ⅰ）」2 単位
 - (2) 貿易実務検定 B 級 「特講（国際法務Ⅱ）」4 単位
- 4 「演習」の履修については以下の通りとする。
 - (1) 原則として、同一教員の「演習」4 単位を必修とする。
 - (2) 同一の教員が開講する「演習」は 8 単位までしか履修できない。
 - (3) 3 年次には各クォーター 1 単位、合計 4 単位までしか履修できない。

科目区分	授業科目	単位数	履修可能年次	開講学期				卒業に必要な単位数				備考				
				前期		後期		公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	総合法学Bコース (編入学生)					
				Q1	Q2	Q3	Q4									
専門基礎科目	法学概論	2	1年以上	●				4 以上	4 以上	4 以上	任意 選択					
	政治学A	1	1年以上		●											
	政治学B	1	1年以上		●											
	民法法入門A	2	1年以上			●										
	民法法入門B	2	1年以上				●									
(公共法政策系) 基本科目Ⅰ	憲法(人権)A	2	1年以上			●		18 以上	18 以上	18 以上	18 以上					
	憲法(人権)B	2	1年以上				●									
	憲法(統治)A	2	2年以上	●												
	憲法(統治)B	2	2年以上		●											
	行政法総論A	2	2年以上			●										
	行政法総論B	2	2年以上				●									
	刑法総論A	2	2年以上	●												
	刑法総論B	2	2年以上		●											
	刑法各論A	2	2年以上			●										
	刑法各論B	2	2年以上				●									
	国際法A	2	2年以上			●										
	国際法B	2	2年以上				●									
	公共政策論A	2	2年以上	●												
	公共政策論B	2	2年以上		●											
	政治思想史A	2	2年以上	●												
	政治思想史B	2	2年以上		●											
地方政府論	2	2年以上			●											
(企業関係法系) 基本科目Ⅱ	民法総則A	2	2年以上	●				10 以上	10 以上	10 以上	10 以上					
	民法総則B	2	2年以上		●											
	物権法A	2	2年以上			●										
	物権法B	2	2年以上				●									
	債権総論A	2	2年以上			●										
	債権総論B	2	2年以上				●									
	債権各論A	2	2年以上	●												
	債権各論B	2	2年以上		●											
	会社法A	2	2年以上			●										
	会社法B	2	2年以上				●									

科目区分	授業科目	単位数	履修可能年次	開講学期				卒業に必要な単位数				備考					
				前期		後期		公共政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	総合法学Bコース (編入学生)						
				Q1	Q2	Q3	Q4										
基本科目Ⅲ	税財政法A	2	3年以上			●		14 以上	14 以上	任意 選択	任意 選択						
	税財政法B	2	3年以上				●										
	労使関係法	2	3年以上	●													
	雇用関係法A	2	3年以上			●											
	雇用関係法B	2	3年以上				●										
	社会保障法A	2	3年以上			●											
	社会保障法B	2	3年以上				●										
	家族法	2	3年以上				●										
	民事訴訟法A	2	3年以上	●													
	民事訴訟法B	2	3年以上		●												
	会社法C	2	3年以上	●													
	会社法D	2	3年以上		●												
	経済法A	2	3年以上			●											
	経済法B	2	3年以上				●										
応用科目Ⅰ	行政救済法A	2	3年以上	●				6 以上	任意 選択	任意 選択	任意 選択						
	行政救済法B	2	3年以上		●												
	地方自治法	2	3年以上			●											
	国際法C	2	3年以上	●													
	国際法D	2	3年以上		●												
	刑事訴訟法A	2	3年以上	●													
	刑事訴訟法B	2	3年以上		●												
応用科目Ⅱ	計量分析	2	3年以上		●			10 以上	任意 選択	任意 選択	任意 選択						
	計量分析実習	2	3年以上			●											
	政治学各論A	2	3年以上	●													
	政治学各論B	2	3年以上				●										
	行政学(制度)	2	3年以上	●													
	行政学(管理)	2	3年以上		●												
	地方自治論A	2	3年以上	●													
	地方自治論B	2	3年以上		●												
	行政学(政策)	2	3年以上				●										
	政治コミュニケーション論A	2	3年以上			●											
	政治コミュニケーション論B	2	3年以上				●										

科目区分	授業科目	単位数	履修可能年次	開講学期				卒業に必要な単位数				備考	
				前期		後期		公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	総合法学Bコース (編入学生)		
				Q1	Q2	Q3	Q4						
応用科目Ⅲ	商法総則・商行為法A	2	3年以上	●				任意選択	10以上	任意選択	任意選択		
	商法総則・商行為法B	2	3年以上		●								
	手形法・小切手法	2	3年以上			●							
	民事執行・保全法	2	3年以上			●							隔年開講
	倒産法	2	3年以上			●							隔年開講
	知的財産法A	2	3年以上	●									
	知的財産法B	2	3年以上		●								
	国際経済法	2	3年以上		●								
	国際私法A	2	3年以上	●									
	国際私法B	2	3年以上		●								
	国際取引法A	2	3年以上			●							
	国際取引法B	2	3年以上				●						
	外国法A	2	3年以上			●							
	外国法B	2	3年以上				●						
応用科目Ⅳ	法理学A	2	3年以上			●		任意選択	任意選択	4以上	任意選択		
	法理学B	2	3年以上				●						
	日本法制史A	2	3年以上	●									
	日本法制史B	2	3年以上		●								
	西洋法制史A	2	3年以上			●							
	西洋法制史B	2	3年以上				●						
	東洋法制史A	2	3年以上	●									
東洋法制史B	2	3年以上		●									
選択科目	法思想史	2	3年以上	●				任意選択	任意選択	任意選択	任意選択	隔年開講	
	刑事政策	2	3年以上			●							隔年開講
	少年法	2	3年以上			●							隔年開講
	法医学A	1	3年以上	●									隔年開講
	法医学B	1	3年以上		●								隔年開講
	法律実務	2	1年以上			●							
	特講A	2	2年以上	●	●	●	●						A・B合わせて12単位まで履修可
	特講B	1	2年以上	●	●	●	●						
	特講（法学検定Ⅰ）	2	1年以上				●						注2参照
	特講（法学検定Ⅱ）	4	1年以上				●						
	特講（国際法務Ⅰ）	2	1年以上				●						注3参照
	特講（国際法務Ⅱ）	4	1年以上				●						
	海外法学特別研究	1	1年以上	●		●							8単位まで認定可
	海外政治学特別研究	1	1年以上	●		●							8単位まで認定可

科目区分	授業科目	単位数	履修可能年次	開講学期				卒業に必要な単位数				備考		
				前期		後期		公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	総合法学Bコース (編入学生)			
				Q1	Q2	Q3	Q4							
その他選択科目	環境政策論I	1	3年以上			●		任意選択	任意選択	任意選択	任意選択			
	環境政策論II	1	3年以上				●							
	国際関係論1	1	3年以上			●								
	国際関係論2	1	3年以上				●							
	国際機構論1	1	3年以上	●										
	国際機構論2	1	3年以上		●									
	国際政治史1	1	3年以上	●										
	国際政治史2	1	3年以上		●									
	比較政治学1	1	3年以上			●								
	比較政治学2	1	3年以上				●							
教職限定科目 (別表第3を参照)														
演習科目	外国書講読	1	2年以上	●	●	●	●	任意選択	任意選択	任意選択	任意選択	10単位まで履修可		
	海外語学研修	2	1年以上	●		●								4単位まで履修可
	基礎演習	1	1年以上	●	●	●	●							6単位まで履修可 1年次前期は履修不可
	演習	1	3年以上	●	●	●	●	4以上	4以上	4以上	4以上	12単位まで履修可 注4参照		
	法律実務インターンシップ	2	2年以上	●		●		任意選択	任意選択	6以上	任意選択	重複履修不可 4年次後期は履修不可		
	総合法学演習	2	3年以上	●		●		履修不可				4単位まで履修可		
	判例研究	2	3年以上	●		●			4単位まで履修可 同一教員の判例研究は 2単位のみ認定					
卒業論文	6	4年			●		任意選択	任意選択		3年次前期に早期卒業の 申請をした場合、 3年次に履修可				

別表第3 教職限定科目

科目区分	授業科目	単位数
選択科目 その他	哲学概論A	2
	哲学概論B	2
	社会学	2

注) 別表第3に記載した教職限定科目は、教育の基礎的理解に関する科目「教師論」又は「教育の理念と歴史A」及び「教育の理念と歴史B」の単位を修得済みで、かつ教員免許を取得する意思を有している者のみ履修可。

別表第4 法曹養成プログラム対象科目

区分科目	授業科目	単位数
(公共法政策系) 基本科目Ⅰ	憲法(人権)A	2
	憲法(人権)B	2
	憲法(統治)A	2
	憲法(統治)B	2
	行政法総論A	2
	行政法総論B	2
	刑法総論A	2
	刑法総論B	2
	刑法各論A	2
	刑法各論B	2
(企業関係法系) 基本科目Ⅱ	民法総則A	2
	民法総則B	2
	物権法A	2
	物権法B	2
	債権総論A	2
	債権総論B	2
	会社法A	2
	会社法B	2
	債権各論A	2
	債権各論B	2

区分科目	授業科目	単位数
基本科目Ⅲ	家族法	2
	民事訴訟法A	2
	民事訴訟法B	2
	会社法C	2
	会社法D	2
応用科目Ⅰ	行政救済法A	2
	行政救済法B	2
	刑事訴訟法A	2
	刑事訴訟法B	2
応用科目Ⅲ	商法総則・商行為法A	2
	商法総則・商行為法B	2
	手形法・小切手法	2

注) 法理学A, 政治学各論Aは、金沢大学大学院法学研究科法務専攻の法学既修者認定における履修免除の対象科目である。

法学類教員名簿（令和4（2022）年度予定）

	主要科目	教授	准教授・講師
基礎法学	法理学 日本法制史 西洋法制史 東洋法制史 外国法 環境政策	足立 英彦 中村 正人 東川 浩二	丸本 由美子 大野 智彦（準）
公法学・社会法学	憲法 行政法 税財政法 国際法 刑法 刑事訴訟法 労使関係法, 雇用関係法 社会保障法	山崎 友也 稲角 光恵 永井 善之 石田 道彦	長内 祐樹 平川 英子 大貝 葵 早津 裕貴
民事法学	民法 民事訴訟法 商法 会社法 国際私法・国際取引法 経済法 知的財産法	合田 篤子 (担当教員未定) 洪 淳康 大友 信秀	石尾 智久 福本 知行 村上 裕 脇田 将典
政治学	公共政策論 政治社会学 政策過程論 計量分析 政治思想史 政治コミュニケーション論	岡田 浩 仲正 昌樹	木村 高宏 本田 哲也 河合 晃一 横山 智哉

（準）は他の学類の専任教員ですが、同時に法学類専任教員に準じて法学類の授業も担当します。この他に、大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）および他学類の専任教員が法学類の授業科目を担当することもあります。

金沢大学所在地略図



金沢大学法学類へのアクセス

【路線バス利用の場合】

JR金沢駅兼六園口（東口）バスターミナル7番乗り場から93,94,97「金沢大学（角間）」行き乗車、「金沢大学（終点）」下車、徒歩1分（JR金沢駅から約40分）

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で5分程かかります。

【タクシー利用の場合】

JR金沢駅兼六園口（東口）から約30分

金沢大学人間社会学域 法学類

<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

〒920-1192 石川県金沢市角間町 かくままち

金沢大学人間社会系事務部学生課入試係

電話：(076) 264-5600～5602

E-mail：n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp

